

衆議院法務委員会ニュース

【第211回国会】令和5年4月7日（金）、第7回の委員会が開かれました。

1 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）

- ・齋藤法務大臣、門山法務副大臣、本田厚生労働大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）吉田はるみ君（立憲）、山田勝彦君（立憲）、阿部弘樹君（維新）、本村伸子君（共産）、鈴木義弘君（国民）、日下正喜君（公明）

（質疑者及び主な質疑事項）

吉田はるみ君（立憲）

（1）位置測定端末装着命令制度

- ア 本制度の検討の契機となった事実
- イ 特定の事件の被告人の氏名を明示できない理由
- ウ 本制度の対象となる者の基準
- エ 保釈を許可する被告人全員が本制度の対象となる可能性
- オ 勾留されている被告人のうち保釈を請求しているものの人数及びそのうちの外国人の人数
- カ 令和3年に保釈の取消しがされた被告人の数
- キ 本制度に用いる機器を新たに開発することの確認
- ク キの開発に要する期間
- ケ 「保釈中の被告人へのGNSS端末装着制度導入に係る概念実証等業務」の委託事業者及び成果物
- コ キの開発に係る予算額
- サ 法案を審議するにコの当たり予算額を示す必要性
- シ キの開発費用を来年度予算に計上するか否かの確認
- ス キの開発費用を示すことができないとの最高裁判所当局の答弁に対する法務大臣の見解
- セ 本制度の対象を性犯罪、DV及びストーカー事案等に拡大する可能性
- ソ 本制度の対象拡大に向けた検討の方向性
- タ 所在禁止区域の具体的な範囲
- チ 所在禁止区域を個別事案ごとに設定することの確認
- ツ 日常生活上の必要等を考慮して裁判所が所在禁止区域を設定することの確認
- テ 所在禁止区域に立ち寄った場合の確認方法
- ト 位置測定端末を装着した者が所在禁止区域に所在していることを把握した際の身柄拘束のプロセス
- ナ 遵守事項違反を検知してから勾引までの関係機関の連絡体制

（2）法務省関係の法改正に当たっては国会の場で国民にわかりやすい議論を行い情報を開示すべきとの指摘に対する法務大臣の見解

山田勝彦君（立憲）

（1）保釈

- ア 国外逃亡のおそれがある被告人に対して保釈を許可している法的根拠
- イ 保釈が許可されない場合の理由
- ウ 勾留中の被告人の半数近くが保釈申請をしない原因
- エ 保釈申請が多く行われていない実態を踏まえた保釈制度の見直しの必要性についての法務大臣の

見解

(2) 位置測定端末装着命令制度

- ア 位置測定端末装着命令の必要性を判断する具体的な考慮事項
- イ 位置測定端末装着命令制度の対象拡大に向けた法務省の見解
- ウ 位置測定端末装着命令制度の対象拡大に向けた法務大臣の見解
- エ 位置測定端末の具体的な形状や装着位置
- オ 被告人の人権保護の観点から位置測定端末に関する情報を早期に公表する必要性
- カ 本制度に係る機器の運用を民間委託するか否かについての確認
- キ 位置測定端末の装着確認に刑事施設等の職員の関与を想定しているか否かについての確認

(3) 監督者制度において監督者が見つからない場合の保釈の可否及び従来の身元引受人制度の存廃

(4) 刑務所における面会の可否は当日に判断されるとする運用を改正する必要性についての法務大臣の見解

阿部弘樹君（維新）

(1) 保釈中の逃亡防止

- ア 通常第一審終局前に保釈が取消しになった被告人のうち逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとして保釈を取り消された件数
- イ 逃亡した被告人の身柄の確保の責任者
- ウ 収容業務を確実に執行するための体制の見直しの有無

(2) 位置測定端末装着命令制度

- ア 韓国の保釈中の電子監視制度の概要
- イ GPS 端末装着制度を導入している国における端末の構造及びトラブルの発生状況
- ウ 位置測定端末を取り外して国外に逃亡することへの対応
- エ 被告人による電波の遮断行為により位置測定端末の通信が途絶した場合の対処方法
- オ 韓国における性犯罪者に対する電子監視制度の概要
- カ 法務省における海外の電子監視制度の把握状況

(3) 国外逃亡

- ア ゴーン被告の国外逃亡の方法及びこれを踏まえた出入国管理の強化の在り方
- イ 大型手荷物の保安検査の義務付けの効果
- ウ 被疑者が海外にいる場合に我が国に連れ戻す方法
- エ 海外にいる特殊詐欺の被疑者に係る銀行口座を凍結する必要性
- オ 海外にいる被疑者を日本へ帰国させる際の輸送費の負担者
- カ 外国政府から我が国に引渡し請求が出ている逃亡犯罪人の人数
- キ 外国政府からの犯罪人引渡しの要求の有無
- ク 国際化に伴う犯罪人の引渡しの重要性に関する法務省の見解
- ケ 犯罪人引渡条約の締結の現状
- コ 我が国が犯罪人引渡条約を米国及び韓国の2か国としか締結していない理由
- サ 犯罪人引渡条約を締結し日本国籍を有する者を我が国で裁判を受けさせることの問題点
- シ 法の支配の観点から本法案による逃亡防止に向けた法務大臣の決意

本村伸子君（共産）

- (1) 強制性交等罪及び準強制性交等罪の平成12年と令和3年の起訴・不起訴の割合
- (2) (1)において起訴率が低下している理由
- (3) 性暴力事件の示談になる割合及びその理由

- (4) 被害者が氏名等を加害者に知られることを恐れて示談することで不起訴となり適正な処罰がなされず再犯を惹起する可能性についての法務省の見解
- (5) 起訴状等によって犯罪被害者の個人情報向被告人が知ったことにより起きた再被害の件数
- (6) 犯罪被害者の個人情報を知った加害者による再被害の実態調査及び原因分析を行う必要性
- (7) 性犯罪における証拠保全
 - ア 警察を介さずに証拠保全ができる体制がある都道府県の把握状況
 - イ 捜査機関以外の者が採取した体液等の証拠能力の有無
 - ウ ワンストップ支援センターや連携する医療機関等にいわゆるレイプキットを常備する必要性
- (8) 犯罪被害者の個人特定事項の秘匿措置
 - ア 適用対象となる犯罪
 - イ 被告人の防御権が侵害されるとの懸念に対応する措置
- (9) えん罪であった事件を第三者委員会で検証する必要性についての法務大臣の見解

鈴木義弘君（国民）

- (1) 位置測定端末装着命令制度
 - ア 位置測定システム構築に要する期間の見込み
 - イ 位置測定端末装着命令の対象として想定している具体的なケース
 - ウ 日本全国において適切に所在禁止区域を指定し被告人を捕捉できることの確認
- (2) 出国制限制度
 - ア 有罪判決を受けた後に出国したことによって刑の執行を免れている人の人数
 - イ 出国することを許すべき特別の事情に当たる具体例
- (3) 国際受刑者移送制度
 - ア 受刑者移送条約の締結国の数及び今後の締結国の拡大に向けた方針並びに移送の申出があった場合の対応及び移送先における刑の執行を考慮する必要性
 - イ 減刑がない国への移送における無期懲役受刑者の刑期の扱い
- (4) 監督者制度
 - ア 身元引受人制度と監督者制度の違い
 - イ 監督者となる者が見付からない場合の措置

日下正喜君（公明）

- (1) 公判期日への出頭等を確保するための罰則の新設の意義及び保釈が増加している理由
- (2) 逃走罪の見直し
 - ア 本改正案における刑罰の創設等による逃走防止及び逃走されないための運用改善の在り方
 - イ 逃走罪の科刑状況及び逃走罪の法定刑引上げの理由
- (3) 本改正案において実刑判決を受けた後に保釈等をされた被告人が逃亡した場合に必要な保釈等を取り消して保釈保証金を没取する趣旨
- (4) 報告命令制度における報告の手段、報告すべき事項の具体的内容及び裁判所の指定の方法
- (5) 監督者制度
 - ア 監督者として適当と認める者の具体的内容
 - イ 監督者制度の創設が保釈や勾留の執行停止の判断に与える影響
- (6) 位置測定端末装着命令制度
 - ア 位置測定端末装着命令の必要性を判断する具体的な考慮事項並びにこの10年間で保釈中に国外逃亡した事案の件数及びそのうち身柄を拘束することができた件数
 - イ 所在禁止区域として裁判所が定めると想定される範囲及び位置測定に係る機器における柔軟な所

在禁止区域の設定の可否

ウ 遵守事項違反を検知した場合の通知先、逃走の検知から勾引の執行まで要すると見込まれる時間及び被告人の経路を遡って検証するための端末位置情報の利用の有無

(7) 犯罪被害者の個人特定事項の秘匿措置

ア 本措置の対象となる犯罪被害の具体例並びに氏名及び住所以外の「個人を特定させることとなる事項」の具体例

イ 被告人及び被疑者の防御に「実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき」の具体例

ウ 弁護人が個人特定事項の秘匿に関し付された条件に違反した場合に弁護士会等に対する処置請求にとどめている理由